

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の  
利益剰余金の取扱いに関する意見書

政府は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金の取扱いについて、そのほとんどの1兆2,000億円を国庫に納付し基礎年金の国庫負担分に充当するなどとし、現在、通常国会において関連する予算並びに法案が提出され、審議が開始されている。

この利益剰余金は、新幹線債権に係る収入、旧国鉄用地売却収入、JR各社の株式売却収入などにより発生したものであり、整備新幹線の整備促進を初めとした鉄道機能の活性化のために活用されるべきものである。

昨年、本県議会を初め沿線道県は、利益剰余金を活用し新規着工財源の確保などを求める意見書を政府に提出しているが、今回の対応は地方の声が十分反映されたものとは言えず、政府の利益剰余金の取扱いについては強く反対するものである。

北陸新幹線を初めとした整備新幹線は、我が国の経済発展や地域振興を図る国家プロジェクトとして昭和48年に整備計画を決定されて以来、40年近く経過したにもかかわらず、未着工区間を残し整備が完了していない状況にある。また、新幹線整備に伴い生ずる並行在来線についても、地域の足として安定的な運営が必要とされる。

よって、国におかれては、利益剰余金を本来の趣旨に即して活用し、北陸新幹線の敦賀までの整備を初めとする新幹線整備推進のための財源確保を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月23日

福 井 県 議 会